

令和四年第三回藤崎町議会定例会会議録

一、開会日時 令和四年九月七日 午前十時十四分

一、開会場所 藤崎町議会議場

一、閉会日時 令和四年九月十六日 午前十一時七分

一、出席及び欠席議員の氏名

別紙のとおり

一、職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 局長 木村 宣文 局長 補 佐 佐藤 健

一、地方自治法第二百一十一条第一項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 田 博 幸	副 町 長	五 十 嵐 晋
総務課長選管事務局長併任	高 木 秀 光	財 政 課 長	三 上 孝 之
経営戦略課長	石 澤 岩 博	税 務 課 長	佐 々 木 克 尚
住 民 課 長	森 篤	福 祉 課 長	葛 西 昭 仁
農政課長農委事務局長併任	館 田 康 彦	建 設 課 長	鳴 海 浩 司
上下水道課長	清 野 健 志	会計管理者会計課長兼務	高 木 勝 則
監 査 委 員	福 士 竹 志	選 挙 管 理 委 員 長	加 福 孝 二
農業委員会会長	安 原 義 太 郎	教 育 長	羽 賀 義 易
学務課長学校給食センター所長兼務	佐 藤 康 文	生 涯 学 習 課 長	佐 々 木 泰 人

一、議事日程

別紙のとおり

一、会議に付した事件

一、会議録署名者指名

一、会期の決定

一、諸般の報告

一、町長提案理由説明

一、令和三年度決算審査報告

一、陳情書の委員会付託

一、決算特別委員会設置

一、発議第 三 号 西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書案

一、報告第 十六号 令和三年度藤崎町健全化判断比率の報告の件

一、報告第 十七号 令和三年度藤崎町資金不足比率の報告の件

一、議案第三十五号 藤崎町犯罪被害者等支援条例案

一、議案第三十六号 藤崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

- 一、議案第三十七号 弘前地区交通安全対策会議を共同設置する地方公共団体の数の増加及び弘前地区交通安全対策会議規約の一部変更について
- 一、議案第三十八号 令和四年度藤崎町一般会計補正予算（第五回）案
- 一、議案第三十九号 令和四年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第二回）案
- 一、議案第四十号 令和四年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二回）案
- 一、議案第四十一号 令和四年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第二回）案
- 一、議案第四十二号 令和四年度藤崎町水道事業会計補正予算（第二回）案
- 一、議案第四十三号 令和四年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第二回）案
- 一、決算特別委員会報告
- 一、議案第四十四号 令和三年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件
- 一、議案第四十五号 令和三年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

- 一、議案第四十六号 令和三年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件
- 一、議案第四十七号 令和三年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件
- 一、議案第四十八号 令和三年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件
- 一、議案第四十九号 令和三年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件
- 一、議案第五十号 工事の請負契約の件
- 一、陳情第七号 園や学校生活における、マスク着用が困難な子どもの人権を守ることおよび過剰な感染対策の見直しを求める陳情書
- 一、議員派遣結果報告
- 一、常任委員会報告
- 一、議会改革特別委員会報告
- 一、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 一、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 一、議会改革特別委員会の閉会中の所管事務調査の件

一、議会広報特別委員会の閉会中の所管事務調査の件

一、議事の経過

別紙のとおり

第一日 令和四年九月七日 開 議 午前十時十四分

○議長（小野 稔君）

おはようございます。

開会前に報告事項がありますので、事務局から報告させます。事務局長。

○事務局長（木村宣文君）

報告いたします。

本日説明員として出席要求しておりました加福孝二選挙管理委員会委員長から、所用のため欠席する旨の届出がありましたので、選挙管理委員会委員長の代わりに駒井義昭委員長職務代理者が出席することをご報告いたします。また、佐々木泰人生涯学習課長から所用のため欠席する旨の届出がありましたので、生涯学習課長の代わりに成田 泉生涯学習課長補佐が出席することをご報告いたします。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

六月定例会におきまして選任同意されました榊 公子教育委員に本日お越しただいておりますので、ご挨拶をお願いしたいと思います。

○教育委員（榊 公子君）

教育委員に再任いただいた榊 公子です。教育現場は、三年ほど続いているコロナ禍とギガスクール構想で大きく変化したように思います。コロナウイルスの感染対応は、学校、学級閉鎖や対面授業ができなくなり、リモートでのオンライン授業が求められるようになりました。藤崎町においても、一人一台のタブレットが配付され、活用できるためのオンライン環境の整備を進めています。現在は、感染対応も変わり対面授業が実施されており、七月の学校訪問では子供たちの生き生きとした授業を見学させていただきました。天気図の学習では、その日の天気図を使い、今変化している天気の情報共有できるリアリティーのある授業や、広島から学ぼうという英語の授業では、原爆ドームや資料館の写真、動画が見られ、インパクトのある授業など、デジタル教科書やタブレットを使った授業の有効性や便利さに驚きました。しかし、その反面、そういう授業をすればするほど先生がたの多忙化が進むこ

とを危惧します。また、子供たちに目を向ければ、便利で分かりやすくなればなるほど自分で課題を見つけ、取り組み、解決していく地力がついていくのか心配になります。

マスクをしながらの生活はこれからも続きそうです。マスクで顔を半分以上覆われている状況は、表情が読み取りにくくコミュニケーションが取りづらいついわれています。子供たちが明るく元気に学校で学べるためには、大人である教師や地域の人たちが目をかけ声をかけサポートする必要があります。私もその大人の一員として、三期目の教育委員を務めていきたいと思っています。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（小野 稔君）

どうもありがとうございます。

以上で、就任の挨拶を終わります。

会議に入る前に、議場内の皆様でスマートフォンや携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくようご協力をお願いします。

ただいまの出席議員数は十三名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和四年第三回藤崎町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

日程第一、会議録署名者の指名を行います。

会議規則第二百二十二条の規定により、会議録署名者は、一番石澤貴幸議員、二番三上道人議員、三番阿部祐己議員を指名いたします。

日程第二、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期及び会期日程については議会運営委員会で審議いたしましたので、議会運営委員長から報告を求めます。議会運営委員長奈良完治議員。

○議会運営委員長（奈良完治君）

改めて、おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会で審議いたしました結果をご報告いたします。

去る九月二日、午前十時から役場三階小会議室において地方自治法第九十九条第三項第一号の所管事務調査をするため議会運営委員会を開催し、令和四年第三回藤崎町議会定例会の会期及び会期日程について各委員の意見を十分

尊重の上、慎重に審議いたしましたところ、会期は本日から九月十六日までの十日間とし、会期日程についてはお手元に配付しておりますとおり、九月七日は開会、会議録署名者指名、会期の決定、諸般の報告、町長提案理由説明、令和三年度決算審査報告、委員会付託、決算特別委員会設置、九月八日、九日は議案熟考のため休会、九月十日、十一日は休日及び日曜日のため休会、九月十二日は町政に対する一般質問、九月十三日は各常任委員会開催のため休会、九月十四日、十五日は決算特別委員会のため休会、九月十六日は決算特別委員会報告、議案審議、採決、閉会、以上、議会運営委員会で決定しましたことをご報告いたします。

○議長（小野 稔君）

お諮りします。

ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本定例会の会期は本日から九月十六日までの十日間とし、休会日はお手元に配付してあります日程表のとおりにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって会期は本日から九月十六日までの十日間に決定いたしました。

日程第三、諸般の報告を行います。

議案等の受理事項については、朗読を省略し、お手元に配付しております印刷物によりご了承願います。

次に、代表監査委員から監査報告を求めます。福士竹志代表監査委員。

○監査委員（福士竹志君）

それでは監査報告を申し上げます。

例月出納検査については、去る八月二十五日、二十六日及び二十九日の三日間にわたり、七月分の各会計の収入、支出について、出納関係諸帳簿並びに支出に関する証書類等を照合監査いたしましたところ、適正かつ正確に処理されており、異常ないものと認めました。

以上で監査報告を終わります。

○議長（小野 稔君）

監査報告が終わりました。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第四、報告第十六号から報告第十七号まで、及び議案第三十五号から議案第四十七号までを一括上程し、町長から提案理由の説明を求めます。平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

改めまして、皆さんおはようございます。

本日ここに令和四年第三回藤崎町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用にも関わらず、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

開会に当たり、一言挨拶申し上げます。

初めに、八月の東北地方を中心とした大雨に関しては、停滞する前線の影響で非常に激しい雨に見舞われ、三日には青森県に初めて線状降水帯発生情報が発表されました。中でも、九日未明から断続的に強い雨が降り続いた影響により、危険氾濫水位に達するおそれのある川の状況を目の当たりにし、いつ起こるか分からない自然災害の脅威、破壊力を再度認識したところでもあります。

当町におきましては、白子地区などにおけるリンゴ園地への冠水により、収穫前の農産物や農業施設などの被害が確認されました。被害に遭われました皆様へは、心よりお見舞い申し上げるとともに一日も早い復旧に向け、国や県の動向を見据えながら支援等について迅速に対応してまいりたいと考えております。また、町民の不安をなくし、誰もが安全安心に暮らせるようにすることが行政の責務と考えております。河川の多い当町においては、水害の対策が一つの重要な施策となりますので、住民の安全確保を最優先に、不測の事態に備え、職員一丸となって防災体制の充実に努めてまいり所存です。

次に、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染力の強いオミクロン株の影響から第七波による爆発的な感染者の増加が続いており、当町においても七月から感染者数がこれまでにない急激な速度で増えております。このため、日々検査、治療の対応に追われている地域医療に携わる方々に対し

ましては、心より感謝申し上げますのであります。

ワクチン接種につきましては、四回目が始まり、接種者のご協力の下、滞りなく進んでいるところであります。現在も続いているこの大波が一日も早く引いていくためにも、町民の皆様には、改めて基本となる一人一人の感染対策を徹底していただくとともに部屋の換気やこまめな手洗い、体調に不安があるときは外出を控えるなど感染を広げないための行動を常に意識していただきますようお願いいたします。

続いて、旧弘前実業高等学校藤崎校舎利活用につきまして、グラウンドや体育館に関して、生涯スポーツや健康増進の推進に向け、一年を通じて利用可能な練習施設として利活用するため、基本計画に基づき整備に取り組んでいるところであります。今後は、旧藤崎校舎が町の地方創生に資する主要施設となるためのさらなる取組を進めるとともに、これまで展開してきた各種施策について、再度、充実を図り、藤崎町のブランド力活性化に向けて情報発信に努めてまいります。

それでは、本定例会の開会に当たり、上程されました報告二件、議案十五件の概要についてご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思っております。

報告第十六号令和三年度藤崎町健全化判断比率報告の件、報告第十七号令和三年度藤崎町資金不足比率の報告の件、以上二件の報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、令和三年度一般会計特別会計及び公営企業会計決算における健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

議案第三十五号藤崎町犯罪被害者等支援条例案。本条例案は、犯罪被害者等基本法に基づき、本町における犯罪被害者等に対して、関係機関と連携し、途切れることなく支援することで町民が安心して暮らすことができる社会を実現するため、条例を制定するものであります。

議案第三十六号藤崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案。本条例案は、人事院規則の改正に伴う職員の育児休業の緩和等の規定について所要の改正を行うものであります。

議案第三十七号弘前地区交通安全対策会議を共同設置する地方公共団体の数の増加及び弘前地区交通安全対策会議規約の一部変更について。本件は、

令和四年十月一日から板柳町を加入させることに伴い、弘前地区交通安全対策会議を共同設置する地方公共団体の数を増加させるとともに規約を変更することについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第三十八号令和四年度藤崎町一般会計補正予算（第五回案）。今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策やマイナンバーカードの取得促進及び移住定住施策における事業費の追加及び補助金、交付金の内示に伴う事業計画の見直しに係る事業費の減額及び決算確定に伴う繰越金処理などを中心としたもので、歳入歳出とも一億三百七十七万円を追加し、予算規模は七十九億八千八百二十万八千円となるものであります。

まず、歳入の主な補正内容について申し上げます。

第一款町税の追加は、当初賦課額の確定によるものであり、第十四款国庫支出金の減額は、主に道路や橋梁などの整備補修に係る補助金及び交付金の内示によるものであります。

第十六款財産収入の追加は、旧西中野目保育所跡地やグレーダーの売却によるものであり、第十八款繰入金の追加は前年度精算に伴う介護保険特別会計からの繰入れや集会施設修繕及び移住定住施策の事業費の追加に対応するため、藤崎応援基金を繰入れするものであります。

第十九款繰越金の追加は決算確定によるものであり、第二十一款町債の減額は、主に道路や橋梁などの整備補修に係る事業計画の見直しに対応するものであります。

次に、歳出の主な補正内容について申し上げます。

まず新型コロナウイルス感染症対策に対応する事業につきましては、新型コロナウイルス感染症市町村総合対策事業費補助金を財源とし、抗原検査キットを配布するための事業費を、第二款総務費一般管理費、第三款民生費社会福祉総務費及び児童福祉総務費、第十款教育費事務局費の消耗品費に計上するものであります。

また、新型コロナウイルス感染症対策以外の補正につきましては、第二款総務費財政管理費積立金の追加は、旧西中野目保育所跡地やグレーダー売却収入を公共施設等整備基金に積立てするものであり、地方創生推進費負担金

補助及び交付金の追加は、ふじさき移住すまいづくり支援金の申請件数の増に対応するためのもの、戸籍住民登録費の追加は、マイナンバーカードの取得促進のための経費を計上するものであります。

第三款民生費社会福祉総務費負担金補助及び交付金の追加は、グループホーム利用者の安全確保のための設備整備等に国補助金を間接補助するためのものであり、児童措置費返還金利子及び割引料の追加は、前年度分教育保育給付費及び施設等利用給付負担金の確定に伴う返還金を計上するものであります。

第八款土木費道路新設改良費の減額は、国庫支出金の減額に合わせた事業計画の見直しによるものであり、第十款教育費藤崎中学校費工事請負費の追加は、テニスコートの水はけを改善するための事業費を計上するものであります。

議案第三十九号令和四年度藤崎町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第二回）案。今回の補正は、国民健康保険税の当初賦課金、前年度決算の確定に伴う繰越金の確定及び今年度分国民健康保険事業費納付金本算定結果に伴う処理などを中心としたもので、歳入歳出とも八万八千円を減額し、予算規模は十八億七千八百三十二万五千円となるものであります。

議案第四十号令和四年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二回）案。今回の補正は、後期高齢者医療保険料の当初賦課額及び前年度決算の確定に伴う繰越金の確定にかかるもので、歳入歳出を百五十三万二千円を減額し、予算規模は三億三千三百九十九万三千円となるものであります。

議案第四十一号令和四年度藤崎町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第二回）案。今回の補正は、前年度分介護給付費の確定に伴う返還金及び繰出金に対応するもので、歳入歳出とも七千八百七十二万円を追加し、予算規模は十八億八千五百七十七万三千円となるものであります。

議案第四十二号令和四年度藤崎町水道事業会計補正予算（第二回）案。今回の補正は、収益的収入及び支出において料金システム保守リモート回線切替えに係る経費三十三万三千円を追加し、予備費で調整するもので、予算規模は収入支出とも従前の三億八千二百九十万六千円と変わらないものであります。

議案第四十三号令和四年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第二回）案。
今回の補正は、収益的収入及び支出において、修繕費の増額を一般会計補助金で対応するもので、収入及び支出とも百万円を追加し、予算規模は、収入支出とも五億三千七百三十三万四千円となるものであります。

議案第四十四号令和三年度一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件。令和三年度藤崎町一般会計決算は、歳入決算額が八十八億六千六百六十二万円余り、歳出決算額が八十六億三千六百十四万円余り、歳入歳出差引額は二億三千四十七万円余りとなり、この差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額、いわゆる決算剰余金は一億七千七百七十二万円余り、このうち五千万円を財政調整基金へ、五千万円を減債基金へ積み立てし、残りの七千七百七十二万円余りを令和四年度へ繰越したものであります。

まず、歳入についてその概要をご説明申し上げます。

歳入は、前年度特別定額給付金給付事業費補助金の皆減等国庫支出金の減により、前年度に比べ十三億八千四十三万円余り、率にして十三・五％の減となったものであります。主な内容といたしましては、国庫支出金のうち、国庫負担金が新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金等により八億一千十二万円余り、同じく国庫支出金のうち、国庫補助金が子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金等により八億一千百五十五万円余り。県支出金のうち県負担金が、子どものための教育保育給付費等により三億八千八百九十九万円余りとなったものであります。また、自主財源である町税は十一億七千四百七十五万円余りと、前年度に比べ一千九百七十七万円余り、率にして一・〇％の増となっております。中でも町民税は、前年度のコロナ禍による落ち込みから回復の影響により五億二千九百八十六万円余りと千二百九十三万円余り、率にして二・五％の増となったものであります。このほか、歳入の四十％余りを占める地方交付税は、三十五億九千七百七十九万円余りと、前年度に比べ二億六千百三十一万円余り、率にして七・八％の増となったものであります。

次に、歳出について、その概要をご説明申し上げます。

歳出は、前年度に実施した特別定額給付金の皆減等、コロナ禍に対応した事業経費の減により前年度に比べ十三億三千五百三十万円余り、率にして十

三・四％の減となったものであります。主な内容といたしましては、民生費の社会福祉費が住民税非課税世帯等臨時特別給付金等により十五億二百八万円余り、同じく民生費のうち児童福祉費が子育て世帯へ臨時特別給付金等により十二億五千五百九十九万円余り、衛生費のうち保健衛生費が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種業務委託費等により三億八千八百十三万円余り、教育費のうち小学校費が藤崎中央小大規模改造工事費等により二億四千三百八十一万円余りとなったものであります。

議案第四十五号令和三年度藤崎町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件。令和三年度国民健康保険特別会計決算は、歳入決算額が十八億六千五百四十九万円余り、歳出の決算が十七億八千五百三十三万円余り、歳入歳出差引きで八千十五万円余りが剰余金となり、このうち四千五百万円を財政調整基金へ繰り入れ、残り三千五百十五万円余りを翌年度へ繰り越したものであります。

まず、歳入について、その概要をご説明申し上げます。

歳入のうち二十一・六％を占める国民健康保険税は四億二百三十九万円余りで、前年度に比べ二千三百四十五万円余り、六・二％の増となっております。また、平成三十九年度より国保運営においては、都道府県が安定的な財政運営や効率的な事業の確保等を図るための責任主体となり中心的な役割を担っておりますが、この責任主体である県より納付された保険給付費等交付金については、普通交付金が十二億九百五十七万円余りとなっております。このほか、県補助金、繰入金などは各基準に基づいたものであります。

次に、歳出について、その概要をご説明申し上げます。

歳出の六十八・０％に当たる保険給付費は、療養諸費など十二億一千三百二十万円余りで、前年度に比べ四千八百五十七万円余り、四・二％の増となっております。また、国民健康保険事業費納付金は五億一千四百二十八万円余りで、県において見込みを立てた医療給付費等の額から公費などの拠出で賄われる費用を除いた額を事業費納付金として拠出したものであります。このほか特定健康診査等に係る保健事業費が主なものとなっております。

議案第四十六号令和三年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件。令和三年度後期高齢者医療特別会計決算は、歳入決算額

が三億四千九百八十一円余り、歳出決算額が三億四千三百七十七万円余り、歳入歳出差引きで六百六十三万円余りが剰余金となり、その全額を翌年度へ繰り越したものであります。

まず、歳入について、その概要をご説明申し上げます。

歳入のうち二十九・一％を占める後期高齢者医療保険料は一億百六十八万円余りで、前年度に比べ三百三十一万円余り、三・四％の増となっております。歳入の六十五・四％を占める繰入金は二億二千八百七十四万円余りで、前年度に比べ二百七十二万円余り、一・二％の増となっております。

次に、歳出について、その概要をご説明申し上げます。

歳出の九十三・七％を占める後期高齢者医療広域連合負担金は、町で収納した保険料及び低所得者に対する保険料軽減相当分の保険料等負担金、広域連合職員の人件費等に係る事務費負担金及び被保険者の医療費に係る療養給付費負担金で、前年度に比べ六百四十一万円余り、二・０％増の三億二千百六十一万円余りとなっております。また、総務費は、町職員の人件費及びシステム保守業務委託料などが主なものであります。

議案第四十七号令和三年度藤崎町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件。令和三年度介護保険特別会計決算は、歳入決算額が十八億五千四百万円余り、歳出決算額が十七億二千三百五十一万円余り、歳入歳出差引額で一億三千四十八万円余りが剰余金となり、その全額を介護保険財政調整基金に繰入れしたものであります。

まず、歳入について、その概要をご説明申し上げます。

自主財源の大部分を占める介護保険料は三億三千三百四十九万円余りで、前年度に比べ五百三十二万円余り、一・六％の増となったものであります。また、国庫支出金は四億七千六百十五万円余りで、前年度に比べ二千二百三十七万円余り、四・九％の増となっております。このほか、支払基金交付金、県支出金、一般会計や財政調整基金からの繰入れなどが主なものであります。

次に、歳出について、その概要をご説明申し上げます。

総務費は、認定調査費と人件費が主なものであり、保険給付費は、認定を受けた方が利用したサービスに係る給付費などで十五億六千二百二十二万円余り、前年度に比べ五千七百万円余り、三・一％の減となっております。また、

地域支援事業費は、介護予防事業や生活支援サービス事業など総合事業のサービス量が増えたことにより、八千四百一十万円余り、前年度に比べ六百十五万円余り、七・九%の増となったものであります。

議案第四十八号令和三年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件。令和三年度藤崎町水道事業は、給水戸数五千五百九十六戸、給水人口一万四千五百八十人で、普及率は九十九・七%となりました。年間総配水量は百四十九万四千六百九十三立方メートルで、年間有収水量が百三十万四千九百四十四立方メートルであったことから、有収率は八十七・三%となったものであります。

次に、経営収支状況であります。収益的収入及び支出における収入決算額は三億五千八百三十五万円余りで、支出決算額は二億九千二百九十九万円余りとなり、収支差引き六千五百三十六万円余りを、純利益を計上したものであります。また資本的収入及び支出における支出決算額は一億一千八百四十万円余りで、収入決算額が三百六十二万円余りであるため、支出決算額に対して不足する額一億一千四百七十七万円余りは、消費税及び地方消費税資本的収支調整額や減債積立金及び損益勘定留保資金で補填したものであります。

議案第四十九号令和三年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件。令和三年度藤崎町下水道事業は、処理区域内人口一万四千百十三人、水洗便所設置済人口一万一千百七十人で加入率は七十九・一%となりました。年間汚水処理量が百八万四千七百四十一立方メートルで、年間有収水量が九十七万八十二立方メートルであったことから、有収率は八十九・四%となったものであります。

次に、経営収支状況であります。収益的収入及び支出における収入決算額は五億一千九百二十四万円余りで、支出決算額は五億三十七万円余りとなり、収支差引き一千八百八十六万円余りの純利益を計上したものであります。この純利益を前年度までの繰越欠損金に充当した結果、未処理欠損金は一億二千百十四万円余りとなったものであります。また資本的収入及び支出における支出決算額は五億八千八百一十一万円余りで、収入決算額が三億九千六百二十三万円余りであるため、支出決算額に対して不足する額一億九千八百八十

七万円余りは、消費税及び地方消費税資本的収支調整額と損益勘定留保資金等で補填したものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴いご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおりご決定を賜りますよう心からお願い申し上げます。

○議長（小野 稔君）

日程第五、令和三年度決算審査報告について、代表監査委員から報告を求めます。福士竹志代表監査委員。

○監査委員（福士竹志君）

それでは、令和三年度決算審査について、ご報告申し上げます。

令和三年度藤崎町一般会計歳入歳出決算、令和三年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算、令和三年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和三年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算、令和三年度藤崎町水道事業会計決算、令和三年度藤崎町下水道事業会計決算、以上の会計決算について、令和四年八月一日、二日、四日、五日、八日及び十日の六日間にわたり、令和三年度各会計の決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等及び関係諸帳簿並びに証書類等の提出を求め、慎重に審査いたしましたところ、計数に誤りがなく、適切に処理されており、正当であるものと認めました。

また、将来にわたり健全な財政運営を確かなものにするためには、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、早期健全化基準及び経営健全化基準を上回らない財政運営を引き続き堅持するよう努力されたい。

なお、細部については別紙意見書のとおりでありますので、省略いたします。

以上、決算審査のご報告といたします。

○議長（小野 稔君）

日程第六、陳情書の委員会付託の件を議題とします。

陳情第七号園や学校生活における、マスク着用が困難な子どもの人権を守

ることおよび過剰な感染対策の見直しを求める陳情書については、民生教育常任委員会に付託いたしますので、報告します。

日程第七、決算特別委員会設置の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会は、議案第四十四号から議案第四十九号までの令和三年度の各会計の決算が計上されておりますので、議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査期限を令和四年第三回定例会までとしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、議案第四十四号から議案第四十九号までをこれに付託の上、審査期限を令和四年第三回定例会までとすることに決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散 会 午前十時五十七分
